

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年1月まで
私は、昭和47年2月に過去1年分の国民年金保険料をさかのぼって納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、資格取得日が昭和47年2月16日と記録されているが、申立人が所持している国民年金手帳の発行年月日及び資格取得年月日は「昭和46年2月16日」と記載されていることや市町村の被保険者名簿の資格取得年月日が後から「46年」から「47年」に書き直されていることを踏まえると、申立人は46年2月から被保険者となっていたことは明らかであり、国民年金保険料を1年分さかのぼって納付した等の申立内容が不合理であるとは言い難く、社会保険庁の記録管理に過誤があると考えざるを得ない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から51年3月まで

私は、市役所から税金に関する書類が届いたので、昭和49年2月2日に市役所に赴いたところ、税務課において併せて国民年金の加入も促されたことから、加入手続をし、その後、間もなく、20歳までさかのぼって保険料を納付した。また、その後の保険料については、送られてきた納付書で保険料を納めていたのに、その納付した記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から税金に関する書類が届き、市役所に赴いた際に、国民年金の加入手続を促されたと主張していることに関し、申立人の所持している当時の手帳及び日記には、昭和49年2月2日に市役所へ行ったことが記載されており、また、当時の市役所の税務課の職員からも、窓口において税務相談の際に、国民年金へ加入するよう案内していたこともあったとの証言が得られる等、申立人の主張に不合理な点は認められない。

さらに、申立期間当時の同僚から、申立期間中に申立人から国民年金保険料を納付していると話を聞いたことがあるとの証言が得られているほか、納付したとする昭和49年2月は、特例納付できる期間であること、資格取得日が、申立人が20歳に到達した昭和45年5月とされていること等、申立人の保険料の納付に関する主張は、不自然ではなく、基本的に信用できるものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から61年3月まで

社会保険庁の記録では申立期間が未加入となっているが、昭和56年5月に市役所の支所で夫の死亡に関する手続をした際に、支所の職員から国民年金への加入を勧められたので加入し、その後は支所で保険料を納付していた。また、59年に転居した後も市役所又は職場近くの信用金庫で保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、昭和56年5月に夫の死亡届の届出をした際に、市役所の支所の職員から国民年金への加入を勧められて加入したとする申立内容に不自然さはなく、また、納付したとする国民年金保険料額も当時の保険料額とおおむね合致する。そして、納付場所とされる支所は、47年から存在し、国民年金の加入手続、保険料の収納を行っていたことが確認できた。

さらに、申立人は申立期間後の昭和61年4月以降の国民年金保険料についてはすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の平成 2 年 10 月から 3 年 8 月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月から 6 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、平成 2 年 4 月から 4 年 3 月までは未納、同年 4 月から 6 年 3 月までは申請免除となっているが、当時商売は順調であり、保険料は納付したと記憶しており、保険料の免除を申請した記憶もない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立人の平成 3 年分の確定申告書控では、社会保険料控除欄に「95,400 円」と記載されており、この金額は平成 2 年度の 6 か月（10 月から翌年 3 月まで）の国民年金保険料と 3 年度の 5 か月（4 月から 8 月まで）の国民年金保険料の合計金額と合致し、申立人はこれら 11 か月分の保険料を納付していたものと考えられる。

しかし、平成 4 年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に記載されている金額「141,264 円」は、当時申立人の妻が加入していた生命保険会社の個人型年金の年間保険料と合致し、また、平成 5 年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に記載されている金額「165,828 円」は、妻の個人型年金の年間保険料「165,288 円」と近い金額（十の位と百の位の数字が逆）であり、国民年金保険料の金額であるとは考え難い。さらに、社会保険庁の記録（平成 5 年 4 月から 6 年 3 月までの期間は申請免除）を否定する周辺事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付していたと認めることはでき

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年10月から3年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人の①昭和 62 年 12 月及び②平成 2 年 10 月から 3 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月
② 平成 2 年 4 月から 6 年 3 月まで

昭和 62 年 12 月の保険料は未納となっているが、当時、夫と一緒に納付したはずであり、私だけが未納になっているのは納得できない。

また、社会保険庁の記録では、平成 2 年 4 月から 4 年 3 月までは未納、同年 4 月から 6 年 3 月までは申請免除となっているが、当時商売は順調であり、保険料は納付したと記憶しており、免除を申請した記憶もない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が夫と一緒に保険料を納付したとの主張は、申立期間以外の国民年金保険料収納記録が合致することからみて信用できる。

昭和 62 年 12 月分については、夫が納付しているのに、申立人だけが未納となっているのは不自然である。

また、申立人から提出された、申立人の平成 3 年分の確定申告書控では、社会保険料控除欄に、「95,400 円」と記載されており、この金額は平成 2 年度の 6 か月（10 月から翌年 3 月まで）の国民年金保険料と 3 年度の 5 か月（4 月から 8 月まで）の国民年金保険料の合計金額と合致し、申立人はこれら 11 か月分の保険料を納付していたものと考えられる。

しかし、平成 4 年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に記載されている金額「141,264 円」は、当時申立人が加入していた生命保険会社の個人型年金の年間保険料と合致し、また、平成 5 年分の確定申告書控の社会保険料控除欄に記載されている金額「165,828 円」は、個人型年金の年間保険料

「165,288 円」と近い金額（十の位と百の位の数字が逆）であり、国民年金保険料の金額であるとは考え難い。さらに、社会保険庁の記録（平成5年4月から6年3月までの期間は申請免除）を否定する周辺事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、①昭和62年12月及び②平成2年10月から3年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は昭和 48 年 4 月に夫と結婚し、現在まで自営業（電器店経営）をしている。国民年金保険料の納付は、私が担当し、いつも夫との分と併せて二人分を納付してきており、申立期間のころは町役場に出向いて保険料を納付していたと思う。当時は経営も安定しており、保険料の支払いに困る状況ではなかった。夫の分は納付済みとされ、自分の分だけが未納となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間以外の申立人の国民年金保険料はすべて納付済みとされており、申立人の夫は、昭和 41 年 4 月から現在に至るまで、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間の 12 か月のみ、申立人が夫の保険料だけを納めて、申立人自身の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人及びその夫の納付記録にはどちらも保険料の納付を免除された期間が無く、夫婦で営む店の経営状態が安定していたという申立内容と整合し、さらに、申立人は、納付月が確認できる昭和 52 年度から 56 年度までは、納付期限内に保険料を納付していたことが確認できることから、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立内容のとおり国民年金保険料を継続して納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月まで

昭和 52 年 1 月に国民年金に任意加入し、併せて付加年金にも加入して以来、保険料の納付を怠ったことは無いのに、申立期間について未納とされていることには納得がいかない。

なお、国民年金保険料及び付加保険料は、当初は集金人に納付していたが、途中で納付組織が解散してからは役場や金融機関の窓口で納付している。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、併せて付加年金にも加入しており、国民年金保険料及び付加保険料は、申立期間を除き、すべて納付済みとされている。また、納付年月日の確認できる昭和 56 年度から 60 年度までの保険料は、申立期間を除きすべて納付期限内に納付されていることから、申立人の納付意識は高いと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、納付組織による集金が行われていたことが確認でき、申立期間だけ申立人に対する集金が行われなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、資格記録及び納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までは、60 年 4 月 1 日に国民年金被保険者の資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に資格を再取得しているとなっており、納付の事実は確認できなかったとの回答を受けたが、国民年金の資格喪失届を提出した覚えは無い。

保険料額については覚えていないが、昭和 60 年当時も国民年金保険料を納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで未加入期間があるものの、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料は、すべて納付している。また、国民年金保険料の納付の免除が承認された期間について、おおむね現年度に追納しており、特に申立期間直前の昭和 59 年度の保険料についても現年度で追納していることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿では、昭和 60 年 4 月 1 日に資格喪失の処理がなされているが、当該処理の根拠については不明であり、加えて、申立期間に近接する時期で、保険料を追納した期間について、社会保険庁の記録では保険料を免除されたままとされていたが、その後、国民年金被保険者名簿の記録によって納付済みに記録が訂正されており、記録の管理が不適

切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から同年12月まで
社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、当時、結婚のためA町からB町に転居して、転居先の納税組合の集金人に現金で納めており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で加入した当初の昭和37年6月から38年3月までを除き、申立期間以外の国民年金保険料を納付している。

また、B町では、昭和41年当時、国民年金保険料の集金を納付組織に委託していた事実が確認されたほか、申立人は、結婚後間もないことであったため、申立期間の保険料納付の際のやりとりを鮮明に記憶しており、その内容は詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められず、納税組合の集金人に現金で納めたとの申立人の主張は信用できる。

さらに、申立人の夫及び同居親族である義母は、申立期間を含めて国民年金の加入期間に未納が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで
昭和50年12月に、特例納付により、夫及び義母の分と併せて、市役所において社会保険事務所の職員に保険料を納付した。
夫及び義母の分が納付済みとなって、私の分だけが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約30年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立てのとおり、申立人の夫及び義母は、申立期間と一致する昭和36年4月から42年3月までの保険料を、50年12月に特例納付により完納しているほか、当時、社会保険事務所の職員が市町村に出向き、特例納付による保険料を収納していた事実が確認できた。

さらに、納付月を確認できる昭和42年度から47年度までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同時期に納付しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで

昭和 46 年 6 月に結婚し、結婚後の国民年金保険料は、夫が二人分を一緒に納付している。昭和 46 年から 49 年ごろまでは、市役所の窓口で納付し、その後は銀行職員に依頼して納付した。夫の保険料はすべて納付済みとされており、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、約 32 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて納付済みとされている。

また、夫は、約 39 年間の国民年金加入期間のうち、3 か月の未納期間があるものの、昭和 46 年 6 月に申立人と結婚した後は、国民年金保険料を完納している。

申立人は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てているところ、申立人が保管していた昭和 51 年度、52 年度及び 54 年度の領収書によれば、当該期間の二人の納付日が同一であることが確認できる。さらに、社会保険事務所の納付記録によれば、昭和 62 年 4 月から平成 16 年 2 月までの約 17 年間の保険料については、平成 4 年度のうち 8 か月分及び 5 年度のうち 3 か月分を除き、二人の納付日は、すべて同一であることが確認でき、二人の保険料を一緒に納付していたと

の申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、①昭和 46 年 6 月から 49 年 3 月までについては、申立てのとおり、夫の保険料とともに納付していたとすれば、46 年に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていないが、申立人の当該番号は 49 年に払い出されており、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、当該期間の保険料を納付したことが推認できる関連資料、周辺事情が無く、申立人の記憶も不明瞭であることから、国民年金保険料を納付していたとは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和 59 年 1 月から同年 6 月までの期間及び③59 年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
20 歳に国民年金に加入し、昭和 48 年 6 月に婚姻した後も父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。
婚姻後も昭和 48 年 6 月から 9 月までの保険料は納付済みとなっており、申立期間以降も完納しており、申立期間の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間の 6 か月を除き、申立人の国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

申立人は、昭和 48 年 6 月に婚姻しているが、それに伴う強制加入から任意加入への種別変更及び氏名変更は、婚姻後 5 年経過した昭和 53 年 7 月に社会保険庁へ進達されていることが特殊台帳により確認され、また、住所変更については、特殊台帳に変更履歴が記載されていない。このことから、婚姻後も保険料の納付書は父の住所へ送付されていたと考えられ、申立人の父が申立人の保険料を納付していたとの申立てに不自然さは見られない。

さらに、申立人の父は、自らの国民年金保険料を完納しており、婚姻後も引き続き納付することとした娘の国民年金保険料を納付するに当たり、申立期間だけ納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、昭和 40 年か 41 年ごろに、妻の分も含めて、それまでの未納分全額を町内会の集金人に納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

市の被保険者名簿をみると、社会保険庁の記録で未納とされている期間のうち、①昭和 38 年 4 月から同年 9 月までの期間及び②40 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が納付された旨の記載がなされており、社会保険庁の記録と市の記録との間に齟齬がみられる。かつ、申立人が自分の保険料と一緒に納付したとしているその妻の保険料についても、国民年金手帳番号払出日からみて過年度納付であるはずの期間にもかかわらず、市の被保険者名簿には現年度納付である旨の記載がなされているなど、申立人及びその妻の国民年金保険料に係る収納記録には不自然な点があり、誤りがある可能性が高い。

また、当時、町内会の集金人に納付したとされる保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致するほか、町内会の集金人についても、集金人の親族及び当時申立人が居住していた地域の住民の証言などにより、その集金人が存

在し、戸別に国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻が所持していた国民年金手帳から確認できる昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、すべて期限内かつ夫婦で同一時期に納付されており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの保険料が未納となっていた。

しかし、国民年金には、夫婦共に制度創設時から加入し、父親が私たち夫婦分の保険料を納付していた。保険料の集金は、当初婦人会が行っていたが、後に自治会で行うようになった。当時の保険料は 200 円であった。申立期間が未納なっていることには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人とその妻は、国民年金制度創設と同時に加入し（申立人と妻の手帳記号番号は連番）、父親が婦人会又は自治会を通じて夫婦分の保険料を納付していたことから、基本的に夫婦は一緒に保険料を納付していたものと考えられるところ、その妻については、申立期間のうち後半の 11 か月が納付済みとされ、申立人とその妻との納付記録に相違がみられる。このことから、申立人及びその妻の納付事実の記録が漏れた可能性は高い。

また、申立てのとおり、昭和 36 年当時、保険料は夫婦二人分で 200 円であるほか、当時、婦人会又は自治会（納付組織）が存在したとの証言もあり、これら婦人会等が保険料の集金を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻と同時に国民年金に加入した近隣のほとんどの住民については、昭和 36 年度の保険料が納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

当時、A 町で接客業に従事していた。

仕事の報酬は、所属していた B 組合から各種税金、国民年金保険料を天引きされた上で現金で支払われていた。国民年金保険料の納付書は、同組合に渡しており、納付もすべて同組合に任せていたが、領収書は受け取った覚えはない。

B 組合の当時の顧問税理士が書いてくれた「B 組合が申立期間中、保険料を徴収し代理納付していた」旨の証明書もある。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立期間の前後の昭和 47 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は、保険料が前納されており、申立人は国民年金制度への理解も深く、保険料を納付する意欲が高かったと認められる。

さらに、B 組合の当時の顧問税理士及び同組合加入員の証言によれば、B 組合において、申立期間に申立人の報酬から国民年金保険料を天引きによる方法で保険料を徴収していた事実が確認できることから、その申立内容に不

自然さはみられず、かつ、申立人が提出した「B組合が申立期間中、保険料を徴収し代理納付していた」旨の当該顧問税理士の証明書も存在し、申立人の申立内容には、更なる信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

社会保険庁の記録によれば、昭和38年4月から39年3月までの保険料が未納となっている。私は、昭和37年4月からある事業所に勤務したが、厚生年金保険の適用されない事業所であったため、自分で手続きして国民年金に加入した。保険料は、その当時、仕事があったため、母親に預けて納付してもらっていた。その後も、国民年金保険料、厚生年金保険料ともに欠かさず納めてきたつもりである。

申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。また、納付期間のうち、昭和41年4月から58年4月までの17年余りの期間は国民年金に任意加入して保険料を納付しており、申立人は国民年金制度への理解も深く、保険料を納付する意欲が高かったと認められる。

さらに、申立人が婚姻する前に同居し保険料を納付していたとされる申立人の両親が、申立期間について納付済みである上、当時の申立人の家庭の資力の問題は無く納付しない理由も考え難いことから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

その上、当時、申立人が居住する市において国民年金保険料を徴収して

いた集金人の証言によれば、保険料の徴収は、地区ごとに集金人が、昭和36年5月から40年5月まで戸別訪問により保険料を徴収し、国民年金手帳に印紙を貼^はり付けた上で検認する方法を採っており、当時、申立人の居住する地区においても集金人（既に死亡）が同様の方法により徴収業務をしていたとのことから、申立期間に母親を通じて保険料を納付していたとの申立人の主張にも不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から同年 8 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、会社を辞めた昭和 37 年 3 月 26 日から次の会社に就職する同年 9 月 1 日までの期間が未加入となっていた。

当該期間は、納税組合に月々 100 円の保険料を納付していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

市の国民年金被保険者名簿では、申立人の資格取得日は「昭和 35 年 10 月 1 日（申立人は、当時既に会社に勤務していたが、誤って国民年金の資格を取得した。）」、資格喪失日は「昭和 36 年 5 月 15 日」と記録されているが、「資格喪失年月日」欄には日付を訂正した跡が見られ、訂正される前の日付は、文字の形状・間隔から「37.9.1」（昭和 37 年 9 月 1 日）と推測される。このことから、申立期間における加入及び納付に係る記録は、何らかの理由により抹消された可能性が高いが、その理由は不明であり、事務処理は不自然であると考えられる。

また、申立てのとおり、当時の保険料は 35 歳未満が 100 円である上、申立人が居住していた市において納税組合が保険料の徴収を行っていたことは、事実として認められる。

さらに、申立期間の時期に申立人と同居していた申立人の姉から、当時、

申立人とともに保険料を集金人に納付していたとの証言も得られたほか、その姉も厚生年金保険への切替え前の1か月を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 37 年 10 月に結婚して以来、主人と一緒に国民年金保険料を納めてきたはずである。主人が納付済みとなっているのに、自分の国民年金保険料の納付記録では保険料が免除とされており、納付済みとなっていないのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 49 年 1 月以降に、婚姻前の未納期間の解消を図るために特例納付しているなど納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の夫が国民年金保険料を納付したと述べている A 納税組合は申立期間当時存在していたことが確認されており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、農業を営む申立人の夫は、納税組合で夫婦一緒に納付していたとしており、夫の申立期間に係る記録が納付済みとなっているのに、申立人のみ申請免除となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年6月まで

昭和40年ごろは、町内の納税貯蓄組合の役員が国民年金保険料の集金に来ており、私の義母が家族4人（義父、義母、夫及び申立人）の保険料を納税組合の役員に納付していた。昭和40年4月から同年6月までの3か月間、私以外の家族3人分の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の分だけ未納となっているのは納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である。

また、申立人が申立期間に係る保険料を納付したと述べているA納税貯蓄組合は昭和40年代に存在していたことが確認されており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、昭和39年9月から45年6月までは、申立人の申立期間における保険料を除き、家族4人（申立人、夫、義父及び義母）の保険料がすべて納付済みとなっていることから、家族4人一緒に国民年金保険料を納付していたものと認められるため、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年3月まで

昭和49年当時、特例納付制度を知ったのをきっかけに、夫と「一緒に入っておこう」と話し合い、同年3月の引越し後、落ち着いて、夫の誕生月を契機に、同年6月に夫婦二人の加入手続を行った。納付は当時の役所の窓口で夫の分と一緒にいき、その後も毎年4月に夫婦二人の1年分の保険料を一括で納付してきた。窓口への納付は自分が行っており、申立期間の夫の保険料のみが納付済みで、自分の保険料が未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で付されており、申立人と同時に加入手続を行ったと考えられる夫は申立期間について保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、窓口への納付を行っていた申立人が自らの保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、昭和49年3月の引越し後の落ち着いた時期である同年6月に申立人の夫の誕生月をきっかけに夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったという申立人の主張に不自然さは見られず、申立期間後、申立人及びその夫に国民年金保険料の未納は認められないことから、保険料の納付意欲は高かったと認められる。

さらに、申立人が夫婦二人分の保険料として記憶している申立期間の金額は、当時の保険料の額とほぼ一致しており、申立内容は信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
国民年金保険料収納記録について、照会申出書を提出したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間が未納との回答をもらった。
国民年金保険料は、2 か月おきぐらいに、A 市の集金人に納めていた。
昭和 36 年度の国民年金制度発足当時から国民年金保険料を納付しており、途中の 1 年分のみ未納のはずがない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、12 か月の申立期間を除き、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 3 年 10 月までの国民年金保険料をすべて納付しており、その夫も 12 か月の申立期間を除き、昭和 36 年 4 月から同じく 60 歳到達の前月である平成 4 年 8 月までの保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 36 年度の国民年金保険料を昭和 37 年 4 月に一括して納付しており、38 年度以降の国民年金保険料も完納し、しかも A 市の国民年金被保険者名簿で納付日を確認できる 38 年度から 43 年度までの国民年金保険料はすべて納付期限内に納付しており、納付意欲は高いと認められ、申立期間の 1 年分のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の主張する A 市の国民年金保険料の訪問徴収については、昭和 37 年 6 月から試験運用を行い、38 年 4 月から本格実施したことが確認

できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
国民年金保険料収納記録について、照会申出書を提出したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間が未納との回答をもらった。
国民年金保険料は、2 か月おきぐらいに、A 市の集金人に納めていた。
昭和 36 年度の国民年金制度発足当時から国民年金保険料を納付しており、途中の 1 年分のみ未納のはずがない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、12 か月の申立期間を除き、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月の平成 4 年 8 月までの国民年金保険料をすべて納付しており、その妻も 12 か月の申立期間を除き、昭和 36 年 4 月から同じく 60 歳到達の前月である平成 3 年 10 月までの保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻は昭和 36 年度の国民年金保険料を昭和 37 年 4 月に一括して納付しており、38 年度以降の国民年金保険料も完納し、しかも A 市の国民年金被保険者名簿で納付日を確認できる 38 年度から 43 年度までの国民年金保険料はすべて納付期限内に納付している。連番で国民年金手帳記号番号の払い出しを受けた申立人についても、その妻同様、36 年度及び 38 年度以降の国民年金保険料を完納し、申立人及びその妻の納付意欲は高いと認められることから、申立期間の 1 年分のみ未納とされているのは不

自然である。

さらに、申立人の主張する A 市の国民年金保険料の訪問徴収については、昭和 37 年 6 月から試験運用を行い、38 年 4 月から本格実施したことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月

私は、昭和 48 年 12 月から厚生年金保険に加入する 51 年 7 月まで、国民年金に加入していたが、社会保険庁の記録では、51 年 6 月の保険料が未納となっていた。

当時、妻も国民年金に加入しており、一緒に集金人に納付していたので、未納となっていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、当時国民年金に加入していた妻に未納はなく、市の集金人に二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたという事情にもかかわらず、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間は、1 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、昭和 51 年 7 月の厚生年金保険加入後、速やかに年金の切替手続を行っており、その妻も、その際に任意加入に切り替えて引続き国民年金に加入するなど、年金制度に関する認識が高く、納付に対する意欲も高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月まで

昭和 50 年 12 月に母子健康手帳の交付を受けに行った際、自ら国民年金に任意加入した。保険料はきちんと納めていたが、記録照会したところ、50 年 12 月から 51 年 6 月までが未納とされていた。その後、51 年 4 月から同年 6 月までの領収書が見付かり、納付済期間として訂正された。領収書は無いが、50 年 12 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料について、未納とされていることには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入記録において当初未納とされていた昭和 50 年 12 月から 51 年 6 月までのうち、申立期間を除く 51 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月について領収書が見付かり、平成 19 年 4 月に記録が納付済みに訂正されている。申立人は過去に保険料の還付を受けているが、A 社会保険事務所の保管する還付・充当・死亡一時金等リストに「該当なし」となっていたこともあることから、事務手続に複数にわたる瑕疵^{かし}が認められる。

また、申立人は、母子健康手帳の交付を受けに区役所へ行ったのをきっかけに昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入しており、加入の動機についても不自然ではなく、かつ納付の実態も、見付かった領収書には当時の夫の勤務先の近くにあった B 銀行 C 支店の押印があり、「夫に保険料を支払いに行ってもらった」という申立人の主張が推認できることから、申立人があえて加入当初から 51 年 3 月までの保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、

国民年金保険料をすべて納付している。申立人が国民年金に加入していた昭和 50 年 12 月から 61 年 4 月までは任意加入期間であり、かつ過去に保険料を払い過ぎて還付を受けたこともあるなど、申立人は保険料を納付する意欲が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録について、平成18年10月16日に照会申出書を提出したところ、昭和45年1月から同年9月までの期間が未納との回答をもらった。

昭和45年度分の未納保険料を納入するよう、昭和46年4月20日付けでA市から催告を受けたが、社会保険庁の記録では、このうち45年10月から46年3月までの期間が納付済みとなっている。一部の期間のみ未納となっていることは、当時の生活状況から考えられず、未納となっている旨の案内があれば、必ずすべての期間の保険料を納付したはずである。

また、昭和45年1月から3月までの未納分については、催告を受けておらず、催告を受けていれば納めたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約39年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直前の昭和44年7月から同年12月までの期間及び申立期間直後の昭和45年10月から46年3月までの期間の納付記録は、平成18年9月に未納から納付済みに訂正されており、社会保険庁の記録管理に不備な点がみられ、訂正期間に挟まれた申立期間についても、保険料を納付していた可能性が高い。

さらに、申立人は、昭和 46 年 4 月 20 日付けで、昭和 45 年度の一年分の未納保険料を納付するよう A 市から催告を受けているが、催告を受けた期間のうち、45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の納付記録は、前述のとおり平成 18 年 9 月に未納から納付済みに訂正されており、催告期間の一部のみの保険料を納付したとすることは不自然である。催告を受けた 45 年度分すべての保険料を納付していた可能性が高く、その上、45 年 1 月から同年 3 月までの期間については、催告を受けていないので、未納であることに納得がいかないとの申立ても不合理なものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで
平成19年7月17日に、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和47年1月から同年3月までの期間が未納であるとの回答をもらった。

申立期間当時、国民年金保険料は町内会で集金しており、担当の人に現金と年金手帳を預けていた。

昭和36年4月に国民年金に加入して以来、保険料は妻の分と一緒に納付しており、未納期間はないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約31年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻についても、申立期間を含め国民年金保険料を完納しており、納付年月日を確認できる昭和42年4月から46年12月まで、保険料を夫婦同一日に納付していたことが確認でき、保険料を妻の分と一緒に納付したとする申立人の主張は信用できる。加えて、申立人は夫婦共に平成元年度から保険料の前納を行っていることから、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料の集金方法は、申立内容のとおりであったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

両親は農業を営んでおり、国民年金の加入手続等の管理と保険料の納付は、世帯主である父親が家族全員の分を取りまとめて行っていた。

申立期間について、姉、兄が納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間であった約 39 年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、父親が、申立人、姉及び兄の国民年金加入手続や保険料を納付していたとの申立内容のとおり、3 人の国民年金手帳記号番号払出日が昭和 36 年 4 月 1 日となっていることが確認できる上、姉及び兄とも、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであることから申立人の主張は信用でき、申立人のみが未納であることは不自然である。

さらに、3 人の加入手続及び保険料の納付状況からみて、父親の国民年金制度への理解及び国民年金保険料の納付意識の高さもうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

平成4年11月ごろ、同年8月の国民年金保険料が未納である旨の通知と当該1か月分の納付書が夫婦二人分送られてきたので、私が妻の分と一緒に、同年12月に納付したことを記憶している。

夫婦二人分と一緒に納付したのに、妻は納付済みとなっており、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立期間については、申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、その納付年月は、申立内容のとおり、平成4年12月であることが確認できる。

さらに、申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失している時期であり、妻は、申立期間において、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きを行い、納付していることから、夫である申立人の申立期間のみが未納とされていることは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月

退職に際して事務担当者から、「国民年金と国民健康保険に必ず加入するように」との指導を受け、就職活動で忙しかったが、年金手帳は持参せず区役所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、保険料を一緒に納付した。当時の領収書は捨ててしまったが、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、結果として1 か月後に別の会社に就職しているが、当時すぐに就職できるとは思っていなかったと説明しており、申立期間後も厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんと行っており、「退職時に事務担当者から国民年金と国民健康保険に必ず加入するようにとの指導を受け、手続を行った」との申立人の主張には不自然さは見られない。

なお、申立人は、当時、既に交付されていた年金手帳を持参せずに国民年金への加入手続を行ったと説明しており、年金手帳の国民年金欄の「初めて被保険者となった日」が平成 2 年 12 月 31 日と記載されていることとは矛盾しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から同年 8 月まで

昭和 55 年 8 月に、夫が会社を退職することに伴い、夫婦で国民年金に加入し、夫の国民年金保険料はきちんと納めていたが、他に物入りがあったため、自分の保険料については一時期、納付を保留していた。しかし、ある時、支給時に年金が減額されると言われ、夫婦で相談した結果、自分の保険料についてさかのぼって納付することとし、社会保険事務所に連絡して納付書を送ってもらい、未納期間の保険料を納付した記憶があり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、年度内の一部に未納期間があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。

さらに、申立人は昭和 60 年度の保険料をすべて年度内に納付し、昭和 58 年 9 月から 60 年 3 月までの 19 か月分については、60 年 9 月から 62 年 4 月にかけて、数か月分ずつ 7 回に分けて保険料を過年度納付している。このため、申立人は、保険料納付の意欲が高く、かつ、60 年 4 月以降、保険料を納められるだけの経済的余裕があったと推測され、60 年 4 月以降であれば、申立期間について過年度納付することも可能であったことから、申立期間の 4 か月分だけ保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで
当時、家業の青果店を手伝っており、国民年金への加入手続、保険料の納付は両親に任せていた。厳格な父で、支払うものはきちんと支払っているはずであり、未納期間を納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和 59 年 12 月に、58 年 3 月（20 歳）にさかのぼって国民年金に加入し、同月の保険料を納付した後、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立期間も 6 か月と短期間である。

また、当時保険料の納付を申立人から一任されていたその両親は、申立期間を含む国民年金保険料を、60 歳になるまでそれぞれ完納している。

さらに、その両親は、申立人の国民年金保険料について、昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月までの 18 か月分を 2 回に分けて過年度納付し、その後、国民年金に加入していた平成 3 年 3 月までの 72 か月分については、付加保険料も含めて納付しており、年金制度を十分に理解しているとともに、納付意欲は高かったものと認められ、国民年金保険料の納付を開始した翌月以降の申立期間について保険料の納付を失念したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

平成 14 年に市役所で国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については、未納であるとの回答があった。その結果に納得できず、18 年に社会保険事務所に対し、年金記録の照会申出を行ったが、やはり申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答であった。

しかし、昭和 43 年ごろ、社会保険事務所から納付書が送付されてきた際、申立期間を含む未納期間の保険料を一括して納付したはずである。また、国民年金手帳には、その時納付した年度に該当する頁に契印が押されていることから納付済みだと思われ、申立期間のみ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされているのは、国民年金に加入した 20 歳直後の 2 か月及び申立期間の 12 か月のみであり、申立人は結婚後、国民年金の任意加入対象者となっても国民年金保険料を納付しており、保険料を前納していた期間も長いことなどから、国民年金に対する意識は高いと認められる。

また、申立人から提出された社会保険事務所の封筒には、昭和 43 年に市の職員が記したと思われる国民年金保険料の納付に係るメモ書きがあり、その内容は、保険料の納付に関する申立人の記憶と符合することから、申立てのとおり保険料が納付されたと推定できる。

さらに、申立人は、昭和 40 年 6 月に当該市へ住所変更しているが、同

市の国民年金被保険者台帳の住所変更年月日は「41年6月」とされていること及びそれに伴う社会保険庁の被保険者台帳移管手続は42年7月になってから行われていると推認されること並びに41年発行の年金手帳の生年月日が誤って記載されていたことなど、申立期間に近接する時期において不適切な事務処理が確認され、申立人の記録が適切に管理されていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が未納とされているが、婦人会の役員による集金があり、間違いなく納付していた。昭和 48 年 4 月から 6 月までの 3 か月分のみではあるが、納付時に受領した国民年金保険料預り証書も残っており、記録を訂正してもらいたい。

第 3 委員会の判断理由

申立人は、60 歳に到達するまでの間、申立期間の 9 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金保険料を婦人会の役員に納付していたと申し立てており、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金保険料の集金を自治会、婦人会等の納付組織に委託する制度が存在していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の一部について、当該市で使用されていた国民年金保険料が領収された事実を示す国民年金保険料預り証を所持している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

平成 19 年 7 月に国民年金保険料納付記録についての照会申出書を提出したところ、「昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分について納付の事実が確認できなかった」との回答があった。

昭和 40 年 4 月から、区役所の人が集金に来られた際に毎回すべて滞りなく納付してきた。昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分のみが未納とされているが、納付しているはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、出産のため加入手続きをしなかった昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの 4 か月及び申立期間の 3 か月を除く期間は、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 43 年 4 月から 63 年 2 月まで任意加入しているとともに、国民年金手帳により納付年月日が確認できる 40 年 4 月から 51 年 9 月までについては、おおむね納期限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間及びその前後の期間において、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、任意加入期間中の申立期間の 3 か月のみが未納とされ、その前後の期間について納付済みとされているのは不自然である。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月

申立期間当時、両親、兄及び私で理髪店を営んでおり、国民年金保険料は、母が払っており、母の性格、家庭の経済状況等からみて、最初の1回目の保険料を未納のままにしておくことは考えられず、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に払い出されており、申立期間直後の41年度分の国民年金保険料は42年7月に一括納付されているが、その際、41年3月の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人は、自営業を営む両親及び兄と同居し、家業を手伝っており、老齢福祉年金該当者の父親を除いて、母親及び兄は、申立期間を含む同居期間中、国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の平成元年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 1 月から同年 3 月まで

昭和 63 年に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、57 年 1 月に遡及して資格を取得した。しかし、資格取得当初からの国民年金保険料を納付することは困難であったため、63 年 4 月の保険料から納付することとし、厚生年金保険に加入する平成 8 年 7 月までの保険料を納付している。

社会保険庁の記録で、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和 63 年 4 月以降、申立期間を除く国民年金加入期間については、保険料はすべて納付済みとされている。その妻についても同様に、申立期間を除く国民年金加入期間については、保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人夫婦の納付年月日が確認できる平成 6 年 4 月から厚生年金保険に加入する 8 年 7 月まで、国民年金保険料の納付日は、夫婦とも同一日であり、かつ、すべて納付期限内に納付しており、国民年金保険料納付の意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人の平成元年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 1 月から同年 3 月まで

昭和 63 年に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、57 年 1 月に遡及して資格を取得した。しかし、資格取得当初からの国民年金保険料を納付することは困難であったため、63 年 4 月の保険料から納付することとし、厚生年金保険に加入する平成 8 年 7 月までの保険料を納付している。

社会保険庁の記録で、平成元年 1 月から同年 3 月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和 63 年 4 月以降、申立期間を除く国民年金加入期間については、保険料はすべて納付済みとされている。その夫についても同様に、申立期間を除く国民年金加入期間については、保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人夫婦の納付年月日が確認できる平成 6 年 4 月から厚生年金保険に加入する 8 年 7 月まで、国民年金保険料の納付日は、夫婦とも同一日であり、かつ、すべて納付期限内に納付しており、国民年金保険料納付の意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の平成 7 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 7 月から同年 10 月まで
② 平成 7 年 2 月から同年 3 月まで

平成 19 年 6 月 13 日に、社会保険事務所において年金記録を確認したところ、①平成元年 7 月から同年 10 月までの期間と②平成 7 年 2 月から同年 3 月までの期間が、未加入となっているとの回答を得た。

同日、「国民年金保険料納付記録の照会申出書」を提出したところ、平成 19 年 7 月 19 日付けで、上記①の平成元年 7 月から同年 10 月までは未加入、上記②の平成 7 年 2 月から同年 3 月までについては、加入となっているものの未納である旨の再回答があった。

上記①の平成元年 7 月から同年 10 月までについては、当時、手続きに行ったかどうか記憶がはっきりしないが、未加入とされていることに納得がいかない。

また、上記②の平成 7 年 2 月から同年 3 月までについては、当時、任意継続被保険者の手続きに社会保険事務所へ行った後、町役場窓口へ手続きに行った記憶があり、その後、納付書で納めたことも記憶している。どこで納付したかは覚えていないが、未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

1 ①平成元年 7 月から同年 10 月までについては、申立人は、加入手続

に行ったかどうか記憶がはっきりしないと自ら申し立てているとともに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人は、上記①の申立期間前後において住所変更をしてないことなどから、国民年金手帳が二重に払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が上記①の申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 ②平成7年2月から同年3月までについては、町役場に保存されている被保険者台帳において、当該期間に係る資格の取得に関し、第3号被保険者の種別を示す「A」が、第1号被保険者の種別を示す「1」に訂正されていることが認められる。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を7回行っているが、いずれも適正に手続を行っている。さらに、申立人の国民年金保険料は、その加入期間中、上記②の平成7年2月から同年3月までの期間を除き、納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 44 年 8 月に A 市に転居した当時から老人会が国民年金保険料を集金しており、個人で振り込むこととなった 51 年ごろまで、きちんと集金人に支払っていた。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の居住している市では、老人会による国民年金保険料の集金が行なわれていたことが確認できる。

さらに、申立人は、20 歳到達月に国民年金に加入し、結婚後も、その夫が厚生年金保険に加入していた期間中は任意加入しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 47 年 9 月、A 市で任意加入手続を行い、B 市 C 区に転居（48 年 7 月）後も 54 年 6 月まで納付していた。また、強制加入になった 61 年 10 月以降ももれなく納付している。

申立期間については、子供をおぶった女性が集金に来たことを記憶している。その時、「後日、領収書を持ってきます。」と言って、その後来なかったことなどを記憶しており、確かに集金人に支払っている。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間について、未納となっているのは、申立期間を除き、1 か月のみである。

また、申立人が当時居住していた地域では、申立期間当時、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間の納付状況についての説明は、具体的であり、かつ、申立期間直前の昭和 51 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 52 年 4 月 30 日に収納していることから、申立期間の保険料については、同年 5 月以降に集金が行われたことが推認され、その場合、過年度納付となってしまうため、その場で領収書を交付することができなかったものと考えられることから、集金人が「後日、領収書を持ってきます。」と言ったとする主張も不自然ではない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

福岡国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで
昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入してから、数回転居しているが、きちんと国民年金保険料を納めていた。

申立期間においては、毎月、区役所又は A 出張所で保険料を納付しており、これまで公共料金等の支払も滞ったことはない。

また、当時、家計簿を作成しており、未払いがあればすぐに気が付くはずであり、未納期間となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、毎月、区役所又は自宅近くにあった出張所で国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の居住していた市では、昭和 60 年当時、主に区役所及び出張所で窓口納付が行われていた時期であり、出張所の場所が申立人の住居の近くであったことも確認できる。

さらに、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間中で任意加入期間であったとともに、申立人は、国民年金の加入期間 216 か月のうち 197 か月について、付加保険料を含めて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から同年6月まで

国民年金保険料を昭和53年5月以降の全期間納付していたと記憶していたが、申立期間の保険料が未納とされていることが判明した。A町(現在はA市)が発行した納付書兼領収書手帳の領収印欄には、申立期間について前住所地で納付したことを表示する「付前」とのゴム印の押印があるので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月に国民年金手帳の交付を受けて以降、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和58年7月、B区からA町(現在はA市)に住所変更しているが、A町が発行した国民年金保険料納付書兼領収書手帳の領収印欄には、申立期間について、「付前」とのゴム印が押印されており、前住所地で付加保険料も含めて保険料を納付したことを示すものであることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

昭和46年9月に国民年金に任意加入し、保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、49年1月から同年3月までの期間が未納となっていた。当時、保険料は自宅に集金に来ていた人に払っていて、同期間のみ納付していなかったとは考えられない。

申立期間のみ領収書は残っていないが、前後の期間の領収書はあり、申立期間のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、厚生年金保険加入者であり、申立人は、昭和46年9月に、国民年金に任意加入し、満60歳になるまでの11年10か月の任意加入期間は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳には、申立期間の前後の領収書が^は貼り付けられており、申立期間については、領収書は^は貼り付けられていないものの、領収書がはがれたような跡が確認でき、申立期間の領収書が^は貼り付けられていた可能性が高いと考えられる。

さらに、年度内に未納と納付済みとが混在する場合に、本来、存在するはずの特殊台帳が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月

私は、勤務していた病院を退職し実家に帰った昭和 55 年 1 月に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、同居の母親と一緒に地区の納付組織の婦人会に毎月納付していた。申立期間が社会保険庁の記録で未納となっているのは、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住している地域では、地区の納付組織（婦人会）が国民年金保険料を毎月集金し、役場では、集金された保険料を 3 か月分まとめて受領処理していたことが確認でき、申立人の申立期間直前の昭和 55 年 1 月から 3 月までの国民年金保険料については、同居していた母親と同日に納付されており、母親については、申立期間を含む 55 年 4 月から 6 月までの保険料についても納付済みとなっている。

なお、申立人の国民年金被保険者名簿は存在せず、未納者（昭和 5 年生から 35 年生まで）の綴りにも申立人の氏名は記載されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (平成 15 年死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 10 月まで

申立期間に集金人の受領印がある国民年金受領カードを所持しているにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の配偶者 (妻) が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

本申立てについては、①昭和 36 年度及び 37 年度の 2 年連用の国民年金受領カードと②38 年度、39 年度及び 40 年度の 3 年連用の国民年金手帳預り証が存在するところ、これらはいずれも申立人が居住する市町村で当時発行されていたものであり、地域の納付組織の集金人が国民年金保険料を集金した際に国民年金受領カード又は国民年金手帳預り証に押印していたものであることが確認できる。

国民年金受領カードと国民年金手帳預り証は、同一の目的に使用され、昭和 37 年度までは国民年金受領カードが使用され、38 年度以降は国民年金手帳預り証が使用されていたものと認められ、国民年金手帳預り証に受領印が残っている 36 か月の国民年金保険料についてはすべて納付済みとなっており、申立人は、国民年金受領カードに受領印のある申立期間についても、納付していたものと考えられる。

ちなみに、申立人の国民年金手帳には「昭和 38 年 5 月 22 日発行」との記載があるが、「再交付」の表示があることから、この発行日は同手帳の再発行日であり、それ以前に別の国民年金手帳が存在していたと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川厚生年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 23 年 2 月 1 日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第 2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 2 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の資格取得年月日は、社会保険庁の記録では昭和 24 年 4 月 1 日となっている。当時勤務していた事業所から交付された「在籍期間証明書」では 23 年 2 月 1 日から 63 年 12 月 31 日まで在籍していたことが証明されているので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

事業所の在籍期間証明書と雇用保険の記録では、申立人の入社年月日と雇用保険の被保険者資格取得日が「昭和 23 年 2 月 1 日」で一致する。また、退職年月日と離職日が「昭和 63 年 12 月 31 日」で一致し、厚生年金保険の当該事業所の離職日とも一致する。これらから、申立人は、当該事業所において、昭和 23 年 2 月 1 日から勤務していたことが認められる。

一方、申立人の資格取得年月日については、社会保険事務所に残る手書き書類、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び被保険者名簿を見ると、資格取得年月日が「昭和 22 年 10 月 1 日」から「昭和 24 年 4 月 1 日」に手書きで修正された形跡が認められる。さらに、申立人以外にも取得年月日の異なる他被保険者について一律に昭和 24 年 4 月 1 日に訂正されている箇所がみられ、これら訂正の合理的な理由が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められ、申立人が主張する昭和 23 年 2 月 1 日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿から確認できる直近の標準報酬月額が 4,500 円と 1 万円に満たないことから、厚生年金保険法（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき 1 万円とすることが妥当である。

宮城厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 32 年 6 月 18 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 18 日から 32 年 6 月 18 日まで
A社に、昭和 30 年 6 月 1 日から 32 年 6 月 17 日まで勤務していた。

しかし、その期間の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 31 年 6 月 18 日に資格喪失したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書から、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主保管による被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失は昭和 32 年 6 月 18 日と記載されている。さらに、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は 31 年 6 月 18 日に資格喪失しているとされているにもかかわらず、同年 10 月 1 日に標準報酬月額の定時決定が行われたことが記録されている。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が 31 年 6 月 18 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び、申立人が主張する昭和32年6月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険業務センターで保管する厚生年金被保険者台帳において標準報酬月額が6,000円と確認できることから、6,000円とすることが妥当である。

宮城厚生年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 28 日まで厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2 万円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答をもらった。給与明細書等の証拠は無いが、A 県に勤務していたことから、申立期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 28 日までについては、調査の過程で確認された、基礎年金番号に未統合の厚生年金被保険者記録から、申立人が申立てに係る事業所に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、②昭和 44 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間及び③45 年 3 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間については、申立人の記憶も曖昧^{あいまい}であり、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、被保険者資格を取得していたものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 44 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、45 年 3 月 1 日に資格喪失した旨の届出を事業主が社会保

険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 44 年 10 月の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票において被保険者資格取得時の標準報酬月額が 2 万円であることが確認できることから、2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間の保険料を、夫の分とともに納付組織を通じて納めたが、昭和 60 年 10 月に同期間の納付書が届いたので不審に思いつつも郵便局で払い込んだ。その後保険料の還付は受けていないことから、二重に納付したままとなっているので、当該重複保険料については還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、市町村の被保険者名簿、社会保険庁の記録及び申立人が所持していた領収証書のいずれにおいても昭和 60 年 10 月 29 日に過年度分として納付されたことが確認でき、これらと別に申立人が納付組織を通じて国民年金保険料を納付していた事実を確認できる資料が無い。

また、申立期間については、納付組織が記録していた「国民年金徴収台帳」及び当時集金人が保険料を領収したことを証する「国民年金印紙代金仮領収証」のいずれにおいても一緒に納付していたとされる夫の分については納付を確認できるものの、申立人の分については納付を確認することができず、ほかに申立期間の保険料を重複して納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 4 月に臨時教員として採用され、学校の事務の方から国民年金の手続を取るよう指示されたので、60 年 4 月から納付を開始した。毎月 15 日過ぎには市役所に行き、国民年金保険料、国民健康保険料及び水道料金を一緒に納めていた。また、同時期に採用された同僚も同じように手続をして納めていると思うので、自分の申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行った上、毎月保険料を納付したと主張しているが、市役所が保管している国民年金被保険者名簿の受付年月日（昭和 61 年 6 月 20 日）及び国民年金手帳の払出年月日（昭和 61 年 7 月 1 日）によれば、申立人は、さかのぼって納付しない限り申立期間の保険料を納付することができず、しかも、過年度納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民健康保険の加入手続を行ったのは、昭和 60 年 7 月 10 日以降であり、60 年 4 月から国民年金保険料や水道料金と同時に国民健康保険の保険料を納付していたとの申立人の主張には矛盾がある。

さらに、当時の同僚は昭和 60 年 11 月 18 日に国民年金の加入手続を行っており、昭和 60 年度の現年度納付は可能であったが、昭和 61 年度に国民年金手帳が払い出されている申立人の事情とは異なるものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から45年3月まで

私は、昭和40年ごろにA区役所において国民年金の加入手続を行い、5年間分ぐらいを一括で納付し、その後は集金人に納付していたので、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳（昭和45年5月1日発行）の記載が昭和36年9月（20歳）からの強制加入者となっている点について、36年9月まで保険料を遡及して納付したはずだと主張している。この点については、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の記号番号が45年にB市が実施していた適用促進によって払い出された番号であり、市の事務処理上、20歳からの強制加入者として取り扱ったためであると考えられる。

また、申立人は、昭和40年ごろに5年間分ぐらいを一括納付したと主張するが、その時期には特例納付は実施されていないため、申立てのように5年間分ぐらいを一括して納付することはできず、申立人の主張には矛盾がある。

さらに、申立人は、昭和40年ごろ加入手続を行った際に、国民年金手帳の交付を受け、その記号番号が現在持っている45年発行の国民年金手帳の記号番号と同じものであったと主張しているが、年金番号払出簿において45年に払い出されている記号番号が、それ以前に払い出されて使用されていたとは考え難く、仮に、40年ごろ加入手続を行っていたとすれば、当初交付されていた国民年金手帳は、申立人の夫と同様に昭和46年度末まで使用し、手帳更新は46年度中に行われて47年4月1日発行のものとなって

いるはずである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで
社会保険事務所で国民年金保険料の納付期間の記録の照会をしたところ、昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの納付事実が確認できないとの回答を得た。

しかし、国民年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄には、昭和 63 年の私の誕生日の前日が記されている。

また、当時は学生で、国民年金には任意加入して、国民年金保険料については、銀行の口座引落としにより納めていたと記憶しており、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時点で国民年金の加入手続を行い、口座振替で納付していたと申し立てているが、申立人が、申立期間について任意加入を行い、保険料を口座振替で納付していたことを示す関連資料は無く、加入手続時の具体的な記憶等も示されていない。

申立人の国民年金手帳記号番号は、学生が任意加入であった平成 2 年 7 月（この記号番号は平成 2 年 8 月に取消されており還付記録はない。）及び学生も強制加入となった後の 3 年 5 月に払い出しされているが、いずれの時点でも申立期間の納付を行う場合、さかのぼって納付する必要が生じることから、その期間については納付書により納付するしか方法がなく、口座振替による納付はできないこと、また、記号番号の取消しがあった 2 年 8 月から、新しい記号番号で資格取得する前の 3 年 3 月までの期間は、既に取り消された記号番号で口座振替納付したことになることから、申立人の主張は合理性を欠いている。さらに、20 歳当時に別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年3月まで

私は、母（平成9年1月18日死亡）から「20歳になった時（昭和48年3月）から国民年金を掛けてあげている。」と言われていたので、保険料は納付されていると思っていた。

しかし、今回、社会保険事務所に照会した結果、申立期間の保険料が未納になっていることを知った。母自身は、長年漏れなく保険料を納付しているのに、私の分だけ納付していないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、母親から聞かされているだけで国民年金保険料の納付に関与しておらず、その母親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が国民年金加入年齢の20歳になった昭和48年3月の誕生日前後において、申立人のものと思われる国民年金手帳記号番号は社会保険事務所において確認できず、また、市の国民年金被保険者名簿には、「昭和51年7月29日適用もれ」と記載され、同日以前に資格取得届がなされていないことを示す記録がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和51年8月となっており、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

先日、社会保険事務所に私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和36年4月から40年3月までの48か月分が未納となっていることが判明した。

この当時の保険料は、婦人会の人が自宅に集金に来られ、納付していたはずである。納付の証拠書類等は何も残っていないが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたはずと申し立てているが、申立人の記憶が曖昧であるとともに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の当時の妻は、申立人と同日に手帳記号番号が払い出されているが、申立期間の保険料については未納となっている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間の保険料納付については、領収書を無くしており、いつのことだったかも記憶していないが、当時存命していた夫が、県庁に勤めている中学時代の同級生に「今なら加入当時にさかのぼって保険料をまとめて納付できるので納付するように」と勧められ、夫婦二人分を納付しに行ったので、保険料の納付事実を認めてもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる夫も、申立期間については、保険料が未納とされている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間の保険料については、加入した時にまとめて納付した記憶がある。

納付金額は不明だが、納付場所は、市役所窓口、銀行、郵便局のどこかであった。

自宅に納付書が届いたら、必ず納めるようにしていたので、一部の期間のみ未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時(昭和 50 年 12 月)に、まとめて国民年金保険料を納付したと主張しているが、加入時に納付したことが確認できるのは、昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料(特例納付分)及び 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料(過年度納付分)であり、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間については、当時、特例納付することができない期間であるとともに、過年度納付することもできない期間であり、加入時にまとめて納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 48 年 3 月まで
昭和 39 年 3 月に結婚し、A 市の徴収員の勧めにより、同年 4 月から国民年金に任意加入した。23 歳になっていたが上乘せすれば遅れた 3 年分を取り戻せるとの話があったので、最初から少し高い方で納めていた。
昭和 48 年からの記録しかないのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、108 か月と長期間であるところ、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）がなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 39 年から国民年金に加入し付加保険料を含めて保険料を納付したと主張するが、付加保険料制度は 45 年 10 月に始まったものであり、申立内容に矛盾がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 3 月 15 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 3 月 15 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。親族と一緒に勤務しており記憶に間違いはなく、当時の社長も私の事を覚えているので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする有限会社Aから、申立期間中、社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者を記録した台帳には、申立人が一緒に勤務していたと主張する親族についての記録はあるが、申立人についての記録は無い。また、雇用保険の加入記録においても同社における申立人の記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 40 年 3 月まで
申立期間については、北海道と市町村が運営する公的団体に勤務しており、被保険者として保険料を納めていたような記憶があるので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所には、申立人のほかに 3 人が勤務していたと主張しているが、うち 2 人については、申立期間中、国民年金の被保険者であったことが社会保険庁の記録から確認でき、残りの 1 人についても、地方公共団体職員であり共済組合に加入していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の調査結果から、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

その他、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 12 月から 19 年 5 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、申立期間当時の年金制度は、鉱工業等の事業所に使用される筋肉労働者のみが加入できるものであったが、申立人が事業所において申立期間中に配属された業務は、図面により生産工程を管理する業務であり、筋肉労働者とは区分けされている。

さらに、同僚3名について、申立人は同様の業務に従事していたと記憶し、その同僚3名の厚生年金保険の加入日は、社会保険庁の記録において、申立人と同日（昭和19年6月1日）とされていることに不備はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。